

変 更 案				現 行			
第1 総則 1～8 (略) 第2 周波数割当表 1～7 (略) 第1表 (略)				第1 総則 1～8 (略) 第2 周波数割当表 1～7 (略) 第1表 (略)			
第2表 27.5MHz～10000MHz				第2表 27.5MHz～10000MHz			
国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
90-108	<u>放送 J13A</u>	<u>放送用</u>		90-108	<u>放送 J13A</u> <u>J37A</u>	<u>放送用</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
170-205	<u>移動</u>	<u>公共業務用</u> <u>一般業務用</u>		170-205	<u>放送 J13A</u> <u>J37C</u> <u>移動 J58A</u> <u>J58D</u>	<u>放送用</u>  <u>公共業務用</u> <u>一般業務用</u>	
205-222	<u>放送 J13A</u>	<u>放送用</u>		205-222	<u>放送 J13A</u> <u>J37A</u>	<u>放送用</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
470-710	<u>固定</u>	<u>放送事業用</u>		470-710	<u>固定</u>	<u>放送事業用</u>	
J32 J46A	<u>放送 J13A</u>	<u>放送用</u>		J32 J46A	<u>放送 J13A</u>	<u>放送用</u>	
J75	<u>陸上移動</u>	<u>放送事業用（特</u> <u>定ラジオマイク</u> <u>用及びデジタル</u> <u>特定ラジオマイ</u> <u>ク用）</u> <u>一般業務用（特</u> <u>定ラジオマイク</u> <u>用及びデジタル</u> <u>特定ラジオマイ</u> <u>ク用）</u>		J75	<u>陸上移動</u> <u>J73A</u>	<u>放送事業用（特</u> <u>定ラジオマイク</u> <u>用及びデジタル</u> <u>特定ラジオマイ</u> <u>ク用）</u> <u>一般業務用（特</u> <u>定ラジオマイク</u> <u>用及びデジタル</u> <u>特定ラジオマイ</u> <u>ク用）</u>	
	<u>放送 J13B</u> <u>J73B</u>	<u>電気通信業務用</u> <u>（エリア放送用</u> <u>）</u> <u>放送用（エリア</u> <u>放送用）</u>			<u>放送 J13B</u> <u>J73B</u>	<u>電気通信業務用</u> <u>（エリア放送用</u> <u>）</u> <u>放送用（エリア</u> <u>放送用）</u>	
710-714	<u>陸上移動</u>	<u>放送事業用（特</u> <u>定ラジオマイク</u>		710-714	<u>陸上移動</u> <u>J73A J75F</u>	<u>放送事業用（特</u> <u>定ラジオマイク</u>	
J46A	<u>J75F</u>			J46A			

		用及びデジタル 特定ラジオマイ ク用) 一般業務用(特 定ラジオマイク 用及びデジタル 特定ラジオマイ ク用)	
	放送 J13A J75B	放送用	
714-750 J46A	移動 J75F	電気通信業務用 (携帯無線通信 用)	電気通信業務用(携帯無線通信)へ の割当ては、別表10-2による。
	放送 J13A J75B	放送用	
750-770 J46A	陸上移動 J75F	公共業務用(700MHz帯高度道 路交通システム 用) 一般業務用(700MHz帯高度道 路交通システム 用) 小電力業務用(700MHz帯高度道 路交通システム 用)	小電力業務用(700MHz帯高度道路交 通システム用)への割当ては、別表8- 10による。
	放送 J13A J75B	放送用	
770-806	移動 J74A	電気通信業務用 (携帯無線通信 用) 放送事業用 一般業務用(特 定ラジオマイク 用及びデジタル 特定ラジオマイ ク用)	電気通信業務用(携帯無線通信)へ の割当ては、別表10-2による。 一般業務用(特定ラジオマイク用)へ の割当ては、779-788MHz帯及び797- 806MHz帯に限る。 放送事業用及び一般業務用(特定ラジ オマイク用及びデジタル特定ラジオマ イク用)によるこの周波数帯の使用は 、平成31年3月31日までに限る。
(略)	(略)	(略)	(略)
810-850 J58	移動 J58C	電気通信業務用 (携帯無線通信 用)	電気通信業務用(携帯無線通信)へ の割当ては、別表10-2による。

		用及びデジタル 特定ラジオマイ ク用) 一般業務用(特 定ラジオマイク 用及びデジタル 特定ラジオマイ ク用)	
	放送 J13A J75B	放送用	
714-750 J46A	移動 J74 J75F	電気通信業務用 (携帯無線通信 用)	電気通信業務用(携帯無線通信)へ の割当ては、別表10-2による。
	放送 J13A J75B	放送用	
750-770 J46A	陸上移動 J73A J75F	公共業務用(700MHz帯高度道 路交通システム 用) 一般業務用(700MHz帯高度道 路交通システム 用) 小電力業務用(700MHz帯高度道 路交通システム 用)	小電力業務用(700MHz帯高度道路交 通システム用)への割当ては、別表8- 10による。
	放送 J13A J75B	放送用	
770-806	移動 J74 J74A	電気通信業務用 (携帯無線通信 用) 放送事業用 一般業務用(特 定ラジオマイク 用及びデジタル 特定ラジオマイ ク用)	電気通信業務用(携帯無線通信)へ の割当ては、別表10-2による。 一般業務用(特定ラジオマイク用)へ の割当ては、779-788MHz帯及び797- 806MHz帯に限る。 放送事業用及び一般業務用(特定ラジ オマイク用及びデジタル特定ラジオマ イク用)によるこの周波数帯の使用は 、平成31年3月31日までに限る。
(略)	(略)	(略)	(略)
810-850 J58	移動 J58C	電気通信業務用 (携帯無線通信 用)	電気通信業務用(携帯無線通信)へ の割当ては、別表10-2による。 <b>た</b> <b>だ</b> <b>し、810-818MHz帯及び843-846MHz帯の</b>

							<u>使用は、平成24年7月24日までは、810-818MHz帯については940-948MHz帯と、843-846MHz帯については898-901MHz帯とそれぞれ対の二周波方式に限る。</u>
<u>850-860 J58</u>	<u>移動 J58C</u>	<u>一般業務用（MCA陸上移動通信用、デジタルMCA陸上移動通信用）</u>	<u>この周波数帯の使用は、930-940MHz帯と対の二周波方式に限る。ただし、平成30年3月31日までは905-915MHz帯と対の二周波方式に使用することができる。</u>	<u>850-860 J58</u>	<u>移動 J58C</u>	<u>一般業務用（MCA陸上移動通信用、デジタルMCA陸上移動通信用）</u>	<u>この周波数帯の使用は、平成24年7月25日からは930-940MHz帯と対の二周波方式に限る。ただし、平成30年3月31日までは905-915MHz帯と対の二周波方式に使用することができる。</u>
<u>860-895 J58 J74C</u>	<u>移動 J58C</u>	<u>電気通信業務用（携帯無線通信用）</u>	<u>電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。</u>	<u>860-895 J58 J74C</u>	<u>移動 J58C</u>	<u>電気通信業務用（携帯無線通信用）</u>	<u>電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。ただし、860-870MHz帯の使用は、平成24年7月24日までは915-925MHz帯と対の二周波方式に限る。</u>
<u>895-915 J58</u>	<u>移動 J58C J74D</u>	<u>電気通信業務用（携帯無線通信用） 簡易無線通信業務用（パーソナル無線用） 一般業務用（MCA陸上移動通信用、デジタルMCA陸上移動通信用）</u>	<u>電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。 簡易無線通信業務用（パーソナル無線用）への割当ては、別表7-4による。 簡易無線通信業務用（パーソナル無線用）によるこの周波数帯の使用は、平成27年11月30日までに限る。 一般業務用（MCA陸上移動通信用、デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、905-915MHz帯とし、850-860MHz帯と対の二周波方式に限る。 一般業務用（MCA陸上移動通信用、デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成30年3月31日までに限る。</u>	<u>895-915 J58</u>	<u>移動 J58C J74D</u>	<u>電気通信業務用（携帯無線通信用） 簡易無線通信業務用（パーソナル無線用） 一般業務用（MCA陸上移動通信用、デジタルMCA陸上移動通信用）</u>	<u>電気通信業務用（携帯無線通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成24年7月24日までは898-901MHz帯とし、843-846MHz帯と対の二周波方式に限る。 電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、平成24年7月25日からは別表10-2による。 簡易無線通信業務用（パーソナル無線用）への割当ては、別表7-4による。 簡易無線通信業務用（パーソナル無線用）によるこの周波数帯の使用は、平成27年11月30日までに限る。 一般業務用（MCA陸上移動通信用、デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、905-915MHz帯とし、850-860MHz帯と対の二周波方式に限る。 一般業務用（MCA陸上移動通信用、デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成30年3月31日までに限る。</u>
<u>915-930 J58</u>	<u>移動 J58C</u>	<u>簡易無線通信業務用 小電力業務用（テレメーター用）</u>	<u>簡易無線通信業務用への割当ては、別表7-5による。 小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用）へ</u>	<u>915-930 J58</u>	<u>移動 J58C</u>	<u>電気通信業務用（携帯無線通信用） 簡易無線通信業</u>	<u>電気通信業務用（携帯無線通信用）によるこの周波数帯の使用は、915-925MHz帯とし、860-870MHz帯と対の二周波方式に限る。</u>

		、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用) 一般業務用(移動体識別用)	の割当ては、別表9-1による。 小電力業務用(移動体識別用)への割当ては、別表9-7による。 一般業務用(移動体識別用)への割当ては、構内無線局に限るものとし、別表6-2による。			務用 小電力業務用(テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用) 一般業務用(移動体識別用)	<u>電気通信業務用(携帯無線通信用)によるこの周波数帯の使用は、平成24年7月24日までに限る。</u> 簡易無線通信業務用への割当ては、別表7-5による。 小電力業務用(テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用)への割当ては、別表9-1による。 小電力業務用(移動体識別用)への割当ては、別表9-7による。 一般業務用(移動体識別用)への割当ては、構内無線局に限るものとし、別表6-2による。 <u>簡易無線通信業務用、小電力業務用(テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用)及び一般業務用(移動体識別用)によるこの周波数帯の使用は、平成24年7月25日からとする。ただし、926.1-929.7MHz帯の使用は、この限りでない。</u>
930-940 J58	移動 J58C	一般業務用(MCA陸上移動通信用、デジタルMCA陸上移動通信用)	この周波数帯の使用は、850-860MHz帯と対の二周波方式に限る。	930-940 J58	移動 J58C	一般業務用(MCA陸上移動通信用、デジタルMCA陸上移動通信用)	この周波数帯の使用は、850-860MHz帯と対の二周波方式に限るものとし、平成24年7月25日からとする。
940-960 J58 J74C	移動 J58C J74D J74E	電気通信業務用(携帯無線通信用) 簡易無線通信業務用(移動体識別用) 小電力業務用(テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用) 一般業務用(移動体識別用)	電気通信業務用(携帯無線通信用)への割当ては、別表10-2による。 簡易無線通信業務用(移動体識別用)への割当ては、別表7-6による。 小電力業務用(テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用)への割当ては、別表9-1による。 小電力業務用(移動体識別用)への割当ては、別表9-7による。 一般業務用(移動体識別用)への割当ては、構内無線局に限るものとし、別表6-2による。 簡易無線通信業務用(移動体識別用)、小電力業務用(テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用)及び一般業務用(	940-960 J58 J74C	移動 J58C J74D J74E	電気通信業務用(携帯無線通信用) 簡易無線通信業務用(移動体識別用) 小電力業務用(テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用) 一般業務用(移動体識別用)	<u>電気通信業務用(携帯無線通信用)によるこの周波数帯の使用は、平成24年7月24日までは940-948MHz帯とし、810-818MHz帯と対の二周波方式に限る。</u> 電気通信業務用(携帯無線通信用)への割当ては、平成24年7月25日からは別表10-2による。 簡易無線通信業務用(移動体識別用)への割当ては、別表7-6による。 小電力業務用(テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用)への割当ては、別表9-1による。 小電力業務用(移動体識別用)への割当ては、別表9-7による。 一般業務用(移動体識別用)への割当て

			移動体識別用)によるこの周波数帯の使用は、平成30年3月31日までに限る。
	固定	放送事業用	この周波数帯の使用は、958-960MHz帯とし、平成27年11月30日までに限る。
(略)	(略)	(略)	(略)
1885-1980 J99	移動 J99A J99B	電気通信業務用 (PHS用、携帯無線通信用) 小電力業務用(デジタルコードレス電話用、PHS用)	電気通信業務用(PHS用)及び小電力業務用(PHS用)への割当ては、別表8-7による。 電気通信業務用(携帯無線通信用)への割当ては、別表10-2による。 小電力業務用(デジタルコードレス電話用)への割当ては、別表8-6による。
(略)	(略)	(略)	(略)
2545-2655 J74C	移動(航空移動を除く。) J108A	電気通信業務用(広帯域移動無線アクセスシステム用)	
(略)	(略)	(略)	(略)
5850-5925 J33	固定	電気通信業務用 放送事業用	
	移動 固定衛星(地球から宇宙)	放送事業用 電気通信業務用 公共業務用	
(略)	(略)	(略)	(略)
6425-6570 J130	固定	電気通信業務用 放送事業用	

			ては、構内無線局に限るものとし、別表6-2による。 簡易無線通信業務用(移動体識別用)、小電力業務用(テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用)及び一般業務用(移動体識別用)によるこの周波数帯の使用は、平成30年3月31日までに限る。
	固定	放送事業用	この周波数帯の使用は、958-960MHz帯とし、平成27年11月30日までに限る。
(略)	(略)	(略)	(略)
1885-1980 J99	移動 J99A J99B	電気通信業務用 (PHS用、携帯無線通信用) 小電力業務用(デジタルコードレス電話用、PHS用)	小電力業務用(デジタルコードレス電話用)への割当ては、別表8-6による。 電気通信業務用(PHS用)及び小電力業務用(PHS用)への割当ては、別表8-7による。ただし、1915.85MHz以上1919.45MHz以下の周波数帯の使用については、平成24年5月31日までに限る。 電気通信業務用(携帯無線通信用)への割当ては、別表10-2による。
(略)	(略)	(略)	(略)
2545-2625 J74C	移動(航空移動を除く。) J108A	電気通信業務用(広帯域移動無線アクセスシステム用)	
2625-2655	移動(航空移動を除く。)	電気通信業務用	
(略)	(略)	(略)	(略)
5850-5925 J33	固定	電気通信業務用 放送事業用	電気通信業務用によるこの周波数帯の使用は、平成24年7月25日からとする。
	移動 固定衛星(地球から宇宙)	放送事業用 電気通信業務用 公共業務用	
(略)	(略)	(略)	(略)
6425-6570 J130	固定	電気通信業務用 放送事業用	電気通信業務用によるこの周波数帯の使用は、平成24年7月25日からとする。

	固定衛星（地球から宇宙）	電気通信業務用 公共業務用	
	移動	放送事業用	
(略)	(略)	(略)	(略)
6870-7075	固定	電気通信業務用 放送事業用	
	固定衛星（地球から宇宙） J122	電気通信業務用 公共業務用	
	移動	放送事業用	
7075-7125	固定	電気通信業務用 放送事業用	
	移動	放送事業用	
(略)	(略)	(略)	(略)

第3表 10GHz-275GHz

国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
(略)	(略)	(略)
78-79 J32 J207	無線標定  アマチュア アマチュア 衛星 電波天文 宇宙研究（宇宙から地球）	公共業務用 小電力業務用（ミリ波レーダー用） 一般業務用  アマチュア業務用   公共業務用 一般業務用
79-81 J32	電波天文 無線標定	公共業務用 小電力業務用（ミリ波レーダー用） 一般業務用

	固定衛星（地球から宇宙）	電気通信業務用 公共業務用	
	移動	放送事業用	
(略)	(略)	(略)	(略)
6870-7075	固定	電気通信業務用 放送事業用	電気通信業務用によるこの周波数帯の使用は、平成24年7月25日からとする
	固定衛星（地球から宇宙） J122	電気通信業務用 公共業務用	
	移動	放送事業用	
7075-7125	固定	電気通信業務用 放送事業用	電気通信業務用によるこの周波数帯の使用は、平成24年7月25日からとする
	移動	放送事業用	
(略)	(略)	(略)	(略)

第3表 10GHz-275GHz

国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
(略)	(略)	(略)
78-79 J32 J207	無線標定  アマチュア アマチュア 衛星 電波天文 宇宙研究（宇宙から地球）	公共業務用 一般業務用  アマチュア業務用   公共業務用 一般業務用
79-81 J32	電波天文 無線標定	公共業務用 一般業務用

	<u>アマチュア アマチュア 衛星</u>	<u>アマチュア業務 用</u>	
	<u>宇宙研究（ 宇宙から地 球）</u>	<u>公共業務用 一般業務用</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)

国内周波数分配の脚注

J1～J37 (略)

J37A (未使用)

J37B (略)

J38～J58 (略)

J58A (未使用)

J58B・J58C (略)

J59～J73 (略)

J73A (未使用)

J73B (略)

	<u>アマチュア アマチュア 衛星</u>	<u>アマチュア業務 用</u>	
	<u>宇宙研究（ 宇宙から地 球）</u>	<u>公共業務用 一般業務用</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)

国内周波数分配の脚注

J1～J37 (略)

J37A

放送業務(テレビジョン放送に限る。)によるこの周波数帯の使用は、2011年7月24日までに限る。ただし、岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、2012年3月31日まで使用することができる。

J37B (略)

J37C

放送業務によるこの周波数帯の使用は、2011年7月24日までに限る。ただし、岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、2012年3月31日まで使用することができる。

J38～J58 (略)

J58A

移動業務によるこの周波数帯の使用は、2011年7月25日からとする。

J58B・J58C (略)

J58D

この周波数帯における移動業務の局は、2012年3月31日までは、この周波数帯を使用する岩手県、宮城県及び福島県の区域における放送業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならない。

J59～J73 (略)

J73A

陸上移動業務によるこの周波数帯の使用は、2012年7月25日からとする。

J73B (略)

J74 (未使用)

J74A～J75A (略)

J75B

放送業務によるこの周波数帯の使用は、岩手県及び宮城県の区域に限るものとし、2013年3月31日までに限る。

J75C～J210 (略)

別表 1～7-1 (略)

別表 7-2 150MHz帯又は400MHz帯簡易無線局の周波数表

<u>154.44375MHz</u>	<u>154.45MHz</u>	<u>154.45625MHz</u>	<u>154.4625MHz</u>	<u>154.46875MHz</u>	<u>154.47MHz</u>
<u>154.475MHz</u>	<u>154.48125MHz</u>	<u>154.4875MHz</u>	<u>154.49MHz</u>	<u>154.49375MHz</u>	<u>154.5MHz</u>
<u>154.50625MHz</u>	<u>154.51MHz</u>	<u>154.5125MHz</u>	<u>154.51875MHz</u>	<u>154.525MHz</u>	<u>154.53MHz</u>
<u>154.53125MHz</u>	<u>154.5375MHz</u>	<u>154.54375MHz</u>	<u>154.55MHz</u>	<u>154.55625MHz</u>	<u>154.5625MHz</u>
<u>154.56875MHz</u>	<u>154.57MHz</u>	<u>154.575MHz</u>	<u>154.58125MHz</u>	<u>154.5875MHz</u>	<u>154.59MHz</u>
<u>154.59375MHz</u>	<u>154.6MHz</u>	<u>154.60625MHz</u>	<u>154.61MHz</u>	<u>154.6125MHz</u>	
465.0375MHz	465.05MHz	465.0625MHz	465.075MHz	465.0875MHz	465.1MHz
465.1125MHz	465.125MHz	465.1375MHz	465.15MHz	468.55MHz	468.5625MHz
468.575MHz	468.5875MHz	468.6MHz	468.6125MHz	468.625MHz	468.6375MHz
468.65MHz	468.6625MHz	468.675MHz	468.6875MHz	468.7MHz	468.7125MHz
468.725MHz	468.7375MHz	468.75MHz	468.7625MHz	468.775MHz	468.7875MHz
468.8MHz	468.8125MHz	468.825MHz	468.8375MHz	468.85MHz	

別表 7-3-1～8-6 (略)

別表 8-7 PHSの陸上移動局の周波数表

1884.65MHz以上1915.55MHz以下の周波数であって、1884.65MHz及び1884.65MHzに300kHzの自然数倍を加えたもの

別表 8-8～9-7 (略)

J74

移動業務の電気通信業務用(携帯無線通信用)による714-750MHz及び770-806MHzの周波数帯の使用は、2012年7月25日からとする。

J74A～J75A (略)

J75B

放送業務によるこの周波数帯の使用は、2012年7月24日までに限る。ただし、岩手県及び宮城県の区域においては、2013年3月31日まで使用することができる。

J75C～J210 (略)

別表 1～7-1 (略)

別表 7-2 150MHz帯又は400MHz帯簡易無線局の周波数表

<u>154.45MHz</u>	<u>154.47MHz</u>	<u>154.49MHz</u>	<u>154.51MHz</u>	<u>154.53MHz</u>	<u>154.55MHz</u>	<u>154.57MHz</u>
<u>154.59MHz</u>	<u>154.61MHz</u>					
465.0375MHz	465.05MHz	465.0625MHz	465.075MHz	465.0875MHz	465.1MHz	
465.1125MHz	465.125MHz	465.1375MHz	465.15MHz	468.55MHz	468.5625MHz	
468.575MHz	468.5875MHz	468.6MHz	468.6125MHz	468.625MHz	468.6375MHz	
468.65MHz	468.6625MHz	468.675MHz	468.6875MHz	468.7MHz	468.7125MHz	
468.725MHz	468.7375MHz	468.75MHz	468.7625MHz	468.775MHz	468.7875MHz	
468.8MHz	468.8125MHz	468.825MHz	468.8375MHz	468.85MHz		

別表 7-3-1～8-6 (略)

別表 8-7 PHSの陸上移動局の周波数表

1884.65MHz以上1919.45MHz以下の周波数であって、1884.65MHz及び1884.65MHzに300kHzの自然数倍を加えたもの

別表 8-8～9-7 (略)

別表9-8 ミリ波レーダー用特定小電力無線局の周波数表

60.5GHz 76.5GHz 79.5GHz

別表9-9~10-1 (略)

別表10-2 携帯無線通信(二周波方式のものに限る。)用の周波数表

陸上移動局用周波数帯	基地局用周波数帯
718MHzを超え748MHz以下	773MHzを超え803MHz以下
815MHzを超え845MHz以下	860MHzを超え890MHz以下
900MHzを超え915MHz以下	945MHzを超え960MHz以下
1427.9MHzを超え1462.9MHz以下	1475.9MHzを超え1510.9MHz以下
<u>1744.9MHz</u> を超え1784.9MHz以下	<u>1839.9MHz</u> を超え1879.9MHz以下
1920MHzを超え1980MHz以下	2110MHzを超え2170MHz以下

別表10-3~11-3 (略)

別表11-4 デジタルMCA陸上移動通信用の周波数の使用地域

関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局及び九州総合通信局の管轄区域

国際周波数分配の脚注 (略)

第3・4 (略)

別表9-8 ミリ波レーダー用特定小電力無線局の周波数表

60.5GHz 76.5GHz

別表9-9~10-1 (略)

別表10-2 携帯無線通信( IMT-2000のうち二周波方式のものに限る。)用の周波数表

陸上移動局用周波数帯	基地局用周波数帯
718MHzを超え748MHz以下	773MHzを超え803MHz以下
815MHzを超え845MHz以下	860MHzを超え890MHz以下
900MHzを超え915MHz以下	945MHzを超え960MHz以下
1427.9MHzを超え1462.9MHz以下	1475.9MHzを超え1510.9MHz以下
<u>1749.9MHz</u> を超え1784.9MHz以下	<u>1844.9MHz</u> を超え1879.9MHz以下
1920MHzを超え1980MHz以下	2110MHzを超え2170MHz以下

別表10-3~11-3 (略)

別表11-4 デジタルMCA陸上移動通信用の周波数の使用地域

北海道総合通信局、関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局、中国総合通信局及び九州総合通信局の管轄区域

国際周波数分配の脚注 (略)

第3・4 (略)